

医療法人澤田整形外科医院

通所リハビリテーション重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている、通所リハビリテーションサービスについて知っておいていただきたい内容を説明いたします。

この「重要事項説明書」は、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第115号）」第10条の規定に基づき、通所リハビリテーションサービス提供契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1) 通所リハビリテーションを提供する事業所と所在地

名称 : 医療法人 澤田整形外科医院
代表者 : 理事長 澤田 出
事業所番号 : 2710119252
住所 : 堺市南区竹城台3丁3番5号
電話・ファックス : 072-295-7444
事業所の通常の事業の実施地域 : 堺市 主に南区
利用定員 : 35名

2) 事業の目的および運営方針

目的 : 要介護状態の利用者に対し、適切な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とします。

運営方針 : 医学的に、リハビリテーションが必要と考えられる方が、要介護状態等になった場合においても、居宅において、可能な限り、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

実施にあたっては、医師による診療、療養上の管理指導を定期的、計画的に行った上で、個別の理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。また利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとし、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、その他の医療機関や福祉サービス事業機関等との連携に努めるものとしします。

3) 営業日・営業時間・サービス提供時間、及び休業日

営業日 : 月曜日から金曜日まで。

営業時間 : 午前9時から午後5時まで。

サービス提供時間 : 午前10時45分～午後3時15分まで (4時間30分)

午前9時30分～午前10時40分まで (1時間10分)

午後1時～午後2時10分まで (1時間10分)

休業日 : 土曜日、日曜日、お盆休み、年末年始

4) 相談または受付時間

3) と同じとします。

5) 職員体制

医師 (管理者) : 澤田 出

1 従業者に、法令等の規定を遵守させる為必要な指揮命令を行います。

利用者に対する医学的な管理指導等を行います。

理学・作業療法士 : 2名以上

介護職員 : 3名以上

1 医師及び理学療法士、作業療法士その他の従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標を達成する為の具体的なサービスの内容を記載した通所リハビリテーション計画を作成するとともに利用者への説明を行い、同意を得ます。

2 利用者へ通所リハビリテーション計画を交付します。

3 通所リハビリテーション計画に基づき、必要な理学療法、作業療法、その他のリハビリテーション及び介護ならびに日常生活上のお世話をを行います。

4 それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に沿ったサービスの実施状況の把握及びその評価を診療記録に記載します。また、必要に応じて通所リハビリテーション計画の変更を行います。

送迎運転手 : 2名以上

事務員 : 1名以上

1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。

6) 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

1 通所リハビリテーション計画の作成

利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所リハビリテーション計画を作成します。

2 利用者居宅への送迎

事業者が所有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により自動車による送迎が困難な場合は、歩行介助により送迎を行うことがあります。

ご本人の希望により送迎車をご利用されない場合、自己責任にてお願い致します。

3 日常生活上の世話（食事の提供・移動、移乗介助・服薬介助）

食事の提供を行います。介助が必要な利用者に対して室内の移動介助や見守りを行います。介助が必要な利用者に対し、配剤された薬の確認、服薬のお手伝いや確認を行います。

4 リハビリテーション（日常生活動作を通じた訓練・器具等を使用した訓練等）

利用者の能力に応じて、日常生活動作を通じた訓練や集団的に行なうトレーニング等を行います。利用者の能力に応じて、理学療法士、作業療法士（以下理学療法士等という）が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。

(2) 通所リハビリテーション従業者の禁止行為

通所リハビリテーション従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

1 医療行為（ただし、医師が行う場合を除くほか、看護職員、理学療法士等が行う診療の補助行為を除く。）

2 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

3 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

4 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除く）

5 その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービス利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他費用について

- 1 当事業所が通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとし、通所リハビリテーションが法定サービスであるときは、当事業所が割合負担証に記載されている割合の支払いとなる。
- 2 通常の事業の実施地域を越えて行う通所リハビリテーションの送迎を行った場合は、片道400円とする。
- 3 10:45～15:15までのサービス提供時間には食事・飲料の提供に要する費用については、1日にあたり660円を徴収する。
当日9時以降のお休みは食事のキャンセル料560円を請求させていただきます。
- 4 おむつ代については、200円（パットのみは100円）を徴収する。
- 5 消耗品費については、全てのコースにおいて、1日あたり50円を徴収する。
- 6 その他、通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

尚、通所リハビリテーション費用の額については、別紙見積書をご参照下さい。

※ リハビリテーションマネジメント加算とは医師、理学療法士等、その他職種が共同して利用者ごとの通所リハビリテーション実施計画を作成します。当該計画に従い、理学療法士等がリハビリテーションを行い定期的に記録します。理学療法士等は該当計画の進捗状況を評価し、必要に応じて計画を見直します。

また理学療法士等が、新規にリハビリテーション実施計画を作成した利用者に対して、通所開始日から起算して1月以内に利用者の居宅を訪問し、診察、運動機能検査、作業能力検査等を行います。

※ 短期集中リハビリテーション加算とは集中的にリハビリテーションを行うことが、機能回復に効果的であると認められた場合に行います。

通院(退所)日から起算して1月以内の期間に行うときは1週間につき概ね2回以上1回あたり40分以上、退院(退所)日から起算して1月を超え3月以内の場合は1週間に2回以上、1回あたり20分以上の個別リハビリテーションを行います。

※ 個別リハビリテーションとは、医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が個別リハビリテーションを行います。

※ 介護職員処遇改善加算は介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するため経過的な扱いとして算定するものです。内容としては、介護職員の賃金改善、職員の資質向上の支援等により介護職員の雇用の安定を目的として加算します。

(4) 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払いについて

- ① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等
 - ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求致します。
 - イ 上記に係る請求書は、利用明細を添え利用月の翌月 10 日頃に利用者様にお渡しします。
- ② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等
 - ア 費用の支払い方法については、当該実施月の翌月に利用者指定口座からの自動振替となります。（口座手続き中は現金支払い）
 - イ お支払いの確認をしましたら領収書をお渡しします。必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

7) サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当時業者にお知らせ下さい。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けているよう介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて「通所リハビリテーション計画」を作成します。なお、作成した「通所リハビリテーション計画」は利用者又は家族にその内容を説明いたしますのでご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「通所リハビリテーション計画」に基づいて行います。なお、「通所リハビリテーション計画」は利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することが出来ます。

- (5) 通所リハビリテーション従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令はすべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

8) 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

9) 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶと考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることについて留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶと考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することが出来ない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 0) 秘密の保持と個人情報の保護

① 利用者及びその家族に関する秘密保持について

- ア 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為にガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- イ 事業者及び事業所の使用するもの（以下「従業者」という。）はサービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- エ 事業者は従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を従業者の雇用契約の内容とします。

② 個人情報の保護について

- ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- イ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

1 1) 緊急時の対応方法について

当事業所が利用者に対して行う通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医の医師に連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医：

緊急連絡先：

1 2) 事故発生時の対応方法について

当事業所が利用者に対して行う通所リハビリテーションの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業所が利用者に対して行った通所リハビリテーションの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 : 東京海上日動火災保険株式会社

保険名 : 自動車保険

1 3) 心身の状況の把握

通所リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 4) 居宅介護支援事業者等との連携

- ①通所リハビリテーションの提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。
- ②サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所リハビリテーション計画」の写しを利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービス内容が変更された場合またはサービス提供が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

1 5) サービス提供等の記録

- ① 通所リハビリテーションの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1 6) 非常災害対策

- ①事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者） 澤田 則子

- ②非常対策に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

- ③定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年 2 回 4 月・10 月）

1 7) 衛生管理等

- ① 通所リハビリテーションの提供に関する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じます。

- ② 通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じます。

- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止する為の措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

1 8) サービス提供に関する相談、苦情について

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

事業者の窓口： 医療法人 澤田整形外科医院 担当 澤田 出
堺市南区竹城台 3 丁 3 番 5 号
電話・ファックス 072-295-7444

市町村の窓口： 堺市健康福祉局福祉推進部介護保険課
堺市堺区南瓦町 3-1
電話 072-233-1101
ファックス 072-228-7513

公的団体の窓口 : 大阪府国民健康保険団体連合会
大阪市中央区常盤町1-3-8
電話 06-6949-5418

19) 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第115号）」第10条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者

所在地 堺市南区竹城台3丁3番5号
法人名 医療法人 澤田整形外科医院
代表者 理事長 澤田 出 印
事業所名 医療法人 澤田整形外科医院
ダイケアセンターたんぼぼ
説明者氏名

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者

住所

氏名

印

代理人

住所

氏名

印